

鹿沼市教育に関する事務の職務権限の特例に関する
条例の制定について

次のように定める。

令和 3 年 2 月 24 日提出

鹿沼市長 佐藤 信

鹿沼市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 23 条第 1 項の規定に基づき、同和対策集会所に関することは、市長が管理し、及び執行する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（鹿沼市同和対策集会所条例の一部改正）

2 鹿沼市同和対策集会所条例（昭和 53 年鹿沼市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「鹿沼市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「市長」に改め、同条第 2 項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第 5 条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第 6 条第 1 項中「教育委員会」を「市長」に改め、同条第 2 項中「教育委員会は」を「市は、」に改める。

第 9 条第 2 項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第 10 条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

（経過措置）

3 この条例の施行前に、改正前の鹿沼市同和対策集会所条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の鹿沼市同和対策集会所条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

4 この条例の施行の際、現に改正前の鹿沼市同和対策集会所条例第9条第2項の規定に基づき委嘱されている鹿沼市南部地区会館運営委員会の委員である者（以下「委員」という。）は、改正後の鹿沼市同和対策集会所条例第9条第2項の規定に基づき委員に委嘱されたものとみなす。この場合において、当該委員に委嘱されたものとみなされる者の任期は、同条第3項本文の規定にかかわらず、なお従前の例による。